館山市制限付き一般競争入札実施要綱

平成27年3月26日制定 最終改正 令和7年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項並びに地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5及び第167 条の5の2の規定による、あらかじめ資格を定めて行う館山市が発注する一般競争入札(以下 「制限付き一般競争入札」という。)のうち、館山市財務規則(昭和39年規則第18号。以 下「財務規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

- 第2条 制限付き一般競争入札の対象は、予定価格が200万円を超える建設工事とし、建設工事以外であっても、制限付き一般競争入札により執行するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の規定により、市長が特に必要と認める場合は、指名競争入札によることができる。

(執行方法)

- 第3条 制限付き一般競争入札は、電子入札の方法により入札参加資格を開札後に審査する方式 (以下「事後審査方式」という。)で執行するものとする。ただし、電子入札システムが障害 等により不調の場合又は電子入札による執行が困難な場合は、紙入札の方法により執行するこ とができる。
- 2 前項前段の規定に関わらず、次の場合は事前審査方式により入札を執行することができる。この場合において、市長は当該入札の公告で実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- (1) 総合評価落札方式により制限付き一般競争入札を執行する場合
- (2) その他市長が特に必要と認める場合

(入札参加者の資格要件)

- 第4条 制限付き一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。
- (1) 館山市入札参加適格者名簿に登載されている者
- (2) 当該建設工事等の入札開始日から開札日までの間に,館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- 2 施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は入札 に参加できないものとする。
- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更

生手続開始決定がされていない者

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生 手続開始決定がされていない者
- 3 建設工事においては、次の各号の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を 除く。)は入札に参加できないものとする。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- 4 市長は、前3項に規定する場合のほか、工事等の種類又は性質により、次の各号に定める資格要件を定めることができる。
- (1) 建設工事においては、館山市建設工事等入札参加者資格審査規程(昭和50年訓令第7号) で定める等級格付。ただし、特殊な機械若しくは技術を必要とするもの又は難易度が高い工事 については、別の等級の者を資格要件として定めることができる。
- (2) 建設工事においては、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可及び経 営事項審査結果
- (3) 契約の履行に必要な許認可や資格等
- (4) 入札に参加する者の事業所又は営業所等の所在地
- (5) 建設工事等においては、対象案件と同工種の元請としての施工実績
- (6) 建設工事等においては、配置される技術者の資格又は施工実績
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(入札の公告)

第5条 市長は、施行令第167条の6及び財務規則第92条の規定により、公告の内容をちば 電子調達システム等において公告するものとする。

(設計図書等の縦覧等)

- 第6条 設計図書等については、公告日以降速やかにちば電子調達システム等に電子データとして公開するものとする。ただし、当該設計図書等が電子データ化し難いもの又は電子データとして大容量でありちば電子調達システム等に公開することが不適切なもの等については、あらかじめ指定した場所において、紙又は電子媒体により貸与又は配布することができる。
- 第7条 現場説明会は、必要があると認められる場合を除き、原則として行わない。

(内訳書の提出)

第8条 入札参加者は入札書のほか、建設工事においては工事費内訳書を提出するものとする。 また、建設工事以外においては当該公告において定めた場合に限り、事業費内訳書を提出する ものとする。ただし、再度入札においてはこの限りではない。

(落札候補者の資格審査)

第9条 事後審査方式による入札参加資格の確認については、入札が無効又は失格とならなかっ

た者のうち、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、落札を保留するものとする。その場合において、落札候補者は、保留通知書において定める日時までに当該公告において求める資格確認書類を提出しなければならない。

- 2 前項の資格審査の結果,落札候補者が入札参加資格を有しないと認められたときは,予定価格と最低制限価格の範囲内での次順位者を落札候補者とし,資格審査を行う。
- 3 前2項の場合において、同価格で入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補 者を決定する。
- 4 すべての落札候補者が入札参加資格を有しないと認められたとき又は落札候補者がいないと きは、入札を不調とする。

(落札者の決定)

第10条 前条の資格審査の結果,落札候補者が入札参加資格を有すると認められたときは,当 該落札候補者を落札者と決定する。この場合において,落札者への資格審査の結果にかかる通 知は,落札通知書をもって代えるものとする。なお,すでに資格審査を行った者を除き,その 他の入札参加者の資格審査は行わないものとする。

(資格審査の理由説明)

- 第11条 第9条の資格審査の結果,入札参加資格を有しないと通知された者で異議がある者は,当該通知を受けた日から3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって市長に説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の説明を求められた日から3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって回答するものとする。

(秘密の保持)

- 第12条 入札参加者から提出された書類は、返還しないものとする。
- 2 申請者又は個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる 事項は,公表しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件に適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年7月1日から施行し、同日以降に公告する案件に適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、同日以降に公告する案件に適用する。